

高鍋町告示第48号

令和3年第4回高鍋町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年11月26日

高鍋町長 黒木 敏之

1 期 日 令和3年12月2日(木)

2 場 所 高鍋町役場議場

○開会日に応招した議員

田中 義基君	永友 良和君
八代 輝幸君	松岡 信博君
青木 善明君	黒木 博行君
黒木 正建君	古川 誠君
中村 末子君	春成 勇君
日高 正則君	杉尾 浩一君
後藤 正弘君	緒方 直樹君

○12月6日に応招した議員

同上

○12月7日に応招した議員

同上

○12月8日に応招した議員

同上

○12月14日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

令和3年12月2日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
 - (2) 議員派遣の報告
 - (3) 例月現金出納検査結果報告
 - (4) 定期監査結果報告
 - (5) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第65号 専決処分の承認を求めることについて(専決第12号) [令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第10号)]
- 日程第5 同意第8号 教育委員会委員の任命について
- 日程第6 議案第66号 高鍋町農産物加工施設の指定管理者指定について
- 日程第7 議案第67号 高鍋町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第8 議案第68号 高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第9 議案第69号 高鍋町公園条例の一部改正について
- 日程第10 議案第70号 高鍋町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について
- 日程第11 議案第71号 令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第11号)
- 日程第12 議案第72号 令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第73号 令和3年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第74号 令和3年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第75号 令和3年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第76号 令和3年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
 - (2) 議員派遣の報告

(3) 例月現金出納検査結果報告

(4) 定期監査結果報告

(5) 町長の政務報告

日程第3 会期の決定

日程第4 議案第65号 専決処分の承認を求めることについて（専決第12号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第10号）〕

日程第5 同意第8号 教育委員会委員の任命について

日程第6 議案第66号 高鍋町農産物加工施設の指定管理者指定について

日程第7 議案第67号 高鍋町国民健康保険条例の一部改正について

日程第8 議案第68号 高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第9 議案第69号 高鍋町公園条例の一部改正について

日程第10 議案第70号 高鍋町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について

日程第11 議案第71号 令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第11号）

日程第12 議案第72号 令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第13 議案第73号 令和3年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第74号 令和3年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第15 議案第75号 令和3年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第16 議案第76号 令和3年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）

出席議員（14名）

1番 田中 義基君	2番 永友 良和君
3番 八代 輝幸君	5番 松岡 信博君
6番 青木 善明君	7番 黒木 博行君
8番 黒木 正建君	10番 古川 誠君
11番 中村 末子君	12番 春成 勇君
13番 日高 正則君	14番 杉尾 浩一君
15番 後藤 正弘君	16番 緒方 直樹君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 徳永 恵子君 事務局長補佐 岩佐 康司君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	黒木 敏之君	副町長	……………	稲井 義人君
教育長	……………	島埜内 遵君	代表監査委員	……………	森 弘道君
農業委員会会長	……………	坂本 弘志君			
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………				野中 康弘君
財政経営課長	……………	飯干 雄司君	建設管理課長	……………	長友 和也君
農業政策課長	……………	渡部 忠士君	農業委員会事務局長	…	杉 英樹君
地域政策課長	……………	日高 茂利君			
会計管理者兼会計課長	……………				鳥井 和昭君
町民生活課長	……………	鳥取 和弘君	健康保険課長	……………	川野 和成君
福祉課長	……………	杉田 将也君	税務課長	……………	宮越 信義君
上下水道課長	……………	吉田 聖彦君	教育総務課長	……………	横山 英二君
社会教育課長	……………	山下 美穂君			

午前10時00分開会

○議長（緒方 直樹） おはようございます。只今から令和3年第4回高鍋町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、青木善明議員。

○議会運営委員会委員長（青木 善明君） おはようございます。

令和3年第4回高鍋町議会定例会の招集に伴いまして、去る11月29日午前10時より第3会議室におきまして、議会運営委員全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町長及び関係課長の3名、議会事務局より、日程説明のため、事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので御報告いたします。

今定例会に付議されました案件は、議案第65号専決処分の承認を求めることについて（専決第12号）、同意第8号教育委員会委員の任命について、議案第66号高鍋町農産物加工施設の指定管理者指定について、議案第70号高鍋町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について、並びに議案第67号高鍋町国民健康保険条例の一部改正など条例の一部改正が合わせて3件、議案第71号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第11号）など補正予算が6件で合計13件であります。

執行部から説明を受け質疑を求めましたが、特に質疑はなく、説明資料を配付することが求められましたので、本日お手元に配付されております。

事務局の日程説明の後、会期については本日12月2日から12月14日までの13日間で行うことで委員全員の意見の一致を見たところであります。

また、今回の一般質問者は11名で、2日間となっております。

コロナ禍での定例会ではありますが、議会のスムーズな運営に議員各位及び執行部の皆様方の御協力をお願いいたしまして報告いたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（緒方 直樹） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、11番、中村末子議員、12番、春成勇議員を指名いたします。

日程第2. 諸報告

○議長（緒方 直樹） 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、これにより朗読及び説明を省略して差し支えありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、議長の会務報告は朗読及び説明を省略いたします。

次に、議員派遣の報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、このとおり派遣しましたので、これにより報告とします。

次に、例月現金出納検査結果に関する報告が提出されましたので、お手元に配付してあります。

次に、定期監査結果報告を求めます。森弘道代表監査委員。

○代表監査委員（森 弘道君） おはようございます。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施しましたので、監査委員2名を代表いたしまして監査結果を御報告いたします。

監査の結果につきましては、令和3年11月5日付で町長、町議会議長、教育長、選挙管理委員会委員長、農業委員会会長に報告書を提出いたしました。

監査結果報告書は、皆様のお手元に配付されております。その概要について御報告を申し上げます。

まず、第1に監査の種類でございますが、地方自治法第199条第4項に基づく定期監査でございます。

第2に、監査の対象でございますが、本庁舎内11課2局、教育委員会2課、選挙管理委員会及び報告書に記載をしております施設の備品の管理状況についてでございます。

第3に、監査の期間でございますが、令和3年10月14日から10月20日まで、実質監査日数5日間でございます。

第4に、監査の着眼点及び実施内容についてでございますが、備品管理簿が適正に管理されているか、備品の保管方法、保管場所が適切か、不用備品はないか、備品への標識は

適切に付されているか、などを主眼とし、各課・局の関係者立会いの下、備品管理簿、備品整理表と現物の照合をいたしました。

第5に、監査の結果について申し上げます。

各課・局、施設とも高鍋町財務規則に基づいた分類方法により備品は整理されており、備品の現在高は、備品管理簿、備品カードと一致し適正に管理されていることを認めました。

なお、既に使用されていない古い備品も見受けられましたので、収納場所を確保するためにも廃棄処分につきまして、早急かつ適切に対処されるよう申し添えます。

また、今回監査の対象となりました備品の現在高は、別表のとおりでございまして総数7,651点でございました。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 次に、町長の政務報告を行います。町長。

○町長（黒木 敏之君） 皆様、おはようございます。

令和3年9月1日から11月30日までの主な政務について、御報告申し上げます。

まず、高鍋信用金庫寄附金贈呈式についてでございますが、11月4日、創立100周年記念事業の一環として、しんきん通りの再生に役立ててほしいと高鍋信用金庫様から御寄附を頂きました。

美しい高鍋の景観づくりを目指し、今後有効に活用させていただきたいと考えております。

次に、高鍋町と株式会社バカンの災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定調印式についてでございますが、災害発生時の住民の生命と安全を確保することを目的に11月5日にオンラインにて執り行いました。

避難所の混雑状況を可視化することにより、住民に対して迅速かつ確実に避難所の状況を提供することができるようになり、町民の安全、安心に寄与するものと期待しております。

次に、高鍋町ふるさと応援大使委嘱状交付式についてでございますが、11月15日、吉本興業株式会社東京本部において執り行いました。

今回、ふるさと応援大使第6号として、お笑い芸人のかみちいさんに委嘱状を交付いたしました。今後、高鍋町の魅力発信や応援をしていただけるものと期待しております。

次に、一般社団法人フードトラストプロジェクトとの包括連携協定締結式についてでございますが、11月22日、高鍋町役場において執り行いました。

今回の協定は、高鍋町及び木城町における有機農業のさらなる発展を目的に、両町が抱える有機農業推進に関する課題の解決等のために必要な施策や取組を力強く推進し、地域農業のさらなる発展につながるものと期待しております。

次に、第25回スマートウェルネスシティ首長研究会についてでございますが、11月24日から25日の日程で、筑波大学東京キャンパスにおいて開催されました。

超高齢・人口減少社会の中、高齢になっても健康で生きがいを感じ、安心、安全で豊かな生活が送れるような社会を実現するため、令和元年度から同研究会に参加しております。

健康で幸せに暮らせるまちづくりに、全国の志を同じくする多くの自治体と連携して取り組むため、アフターコロナを見据えた都市政策や地方創生、健幸づくり政策などについて意見交換を行いました。

以上、その他の政務、要望活動につきましては、お手元の政務報告にて御確認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 以上で、日程第2、諸報告を終わります。

日程第3. 会期の決定

○議長（緒方 直樹） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、会期日程予定表のとおり、本日から12月14日までの13日間にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から12月14日までの13日間に決定いたしました。

日程第4. 議案第65号

○議長（緒方 直樹） 日程第4、議案第65号専決処分の承認を求めることについて（専決第12号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第10号）〕を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第65号（専決第12号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第10号）〕について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、コロナ禍で厳しい状況にある子育て世帯の支援策として、子どもを養育している者の年収が960万円未満の世帯を対象に、18歳以下の子ども1人当たり5万円を支給するものでございます。なお、国が年内に現金支給を行うこととしていることから、地方自治法第179条第1項の規定により、やむを得ず専決処分せざるを得なかったものでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億6,362万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ121億5,334万円とするものでございます。

以上、本案につきまして御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 議案第65号専決処分の承認を求めることについて（専決第12号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第10号）〕について詳細説明を申し上げます。

今回の専決処分は、令和3年11月19日に閣議決定されました「コロナ克服・新時代

開拓のための経済対策」において、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯については、我が国の子どもたちを力強く支援しその未来を開く観点から、児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除き、ゼロ歳から高校3年生までの子どもたちに1人当たり10万円相当の給付を行うとされたことによるものでございます。

具体的には、子ども1人当たり5万円の現金を迅速に支給することとし、年内に支給を開始する、とされていることから、今回やむを得ず専決処分せざるを得なかったものでございます。

なお、専決処分の日は令和3年11月24日でございます。

これに加えて来年春に向けて5万円相当の支援を行うこととされておりますが、現在のところ、その詳細についての通知はございませんので、今回の専決処分にその支援は含まれておりません。

詳細説明は以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 以上で、説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 令和3年度高鍋町一般会計の専決について質疑を行いたいと思います。

所得が年間960万円未満ということは、ほぼ、高鍋町職員を含め支援対象となると考えますが、対象世帯数及びこれまで支援されてきたひとり親家庭などへの支援、支援金の額は、合計で昨年度から今年度まで、1世帯平均どのくらいの支援金額となっているのか、またそれは所得税に反映されるのかどうか、また支援されたお金は生活費として消費されるとお考えなのかどうかお伺いします。

また、国庫補助についてはこの説明資料を見る限り、12月上旬には交付決定をするけれども、具体的な時期の提示はなしと書いてございます。12月27日の支給スケジュールについて会計課と協議済みとのことですが、どのような資金の流れとなるのか、そのことを詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 昨年度から新型コロナウイルス感染症対策として、子育て世帯に数々の給付金を支給しておりますが、ちょっとトータル幾らという答弁はちょっとできませんが、昨年度、まず子育て世帯の臨時特別給付金事業、これが行われましたが、国の1万円にプラスして町が独自で5,000円の追加をして、1万5,000円の給付を行っております。

それから、赤ちゃんすくすく応援特別給付金事業として、昨年度生まれたお子さん1人当たり10万円の給付、あと、ひとり親世帯応援給付金事業といたしまして1世帯当たり5万円の給付、こういった事業を実施してきております。それぞれ、世帯構成で金額は変わってきますが、そういった事業をこれまで行ってきておりまして、今回また、年内に

5万円の現金給付ということになっておるところでございます。

あとは、資金繰りのスケジュールというようなことでしょうか。12月上旬に交付決定しということでもありますけれども、現時点でまだ申請手続等の指示も来ておりません、なかなか、いつお金が交付されるのかというスケジュールは、ちょっと把握できてない状況でございます。（発言する者あり）税金ですか。すみません。今回の給付金に関しましては、税上の収入の中には入らないので、そういう税金等には反映されないものと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 今、スケジュール的には会計の流れが分からないということになってくると、これは議運でも申し上げたと思うんですが、お金の流れっていうのは、家庭と一緒になんです。だから、それまでにお金が、もらえるお金が、例えば給料が何日にももらえるはずだったのが、もらえなくなったといった場合には、それを貯金で穴埋めして一時的に使って、また来たときに使うのかとか、家庭ではそういうことはめったにありませんけれども、今雇用が不安定の中ではそういう事態も起きてきているわけですね。

だから、地方自治体の会計の流れというのは速やかにしておかないと、例えば地方創生事業交付金がありました、以前。で、これは6月の議会で一般会計から拠出されてきました。それはいつ入るのかって言ったら、入る予定なのかと、ちゃんとこれは決定しているのか、一般会計から出すようになるのかと、いけませんよということで確認をしたら、いつ入るかは分かりませんということだったんですね。だから一般会計から出しましたということをおわれたんですね。だから、そういうことが、一般会計から出す場合には、きちんとその流れが分かっていると、いずれは国からちゃんとお金が来るっていうことが分かっていると、どこからか資金をきっちり調達しないとイケない。

みんなに、スケジュールはうまくいってるようなんですけれども、ちゃんと流れは。だから皆さんのお手元には、確かにお金が届くようになってる予定なんです。その資源が、要するに資金のもともとが、国から来なかった場合、27日で一斉配付するのか、27日まで、29日、27日までには支給をするというスケジュールの中でいけば、最低、国から来るのは、ま、クリスマスぐらいまでには最低来ないと、絶対、相手の口座に振り込んだりとか、いろんなことができないわけですね。だから、書類はできてても、書類が発送できないという状況にもなりかねないと思うんです。せっかくこっちが準備してても。だから、それを本当にやり抜くっていうことであれば、例えば、いろんなところからお金を寄せ集めてやるのか、財政調整基金から持ってくるのか、いろんな、ほかの積立基金から持ってくるのか、その辺をある程度きちんと協議しておかないと、原資、お金がないと支給できないという事態にもなりかねない部分があるわけですよ。自治体は、そこまで考えて、しっかりと、もし27日にぎりぎりに入ってきたとしても、ちゃんとその前に交付できるような状況っていうのをしっかりとつくっておかないと、お金が入ってこない、もうい

らいらしながらね、こっちは郵便発送もしなきゃならない、そういう状況の中で、やはり27日までは出せますよということを、こっちはやっているにもかかわらず、だから、仕事納めが28日でしょ、28日までずっとずり込んでいったら、またその後に、要するに時間外をしなきゃいけないと、休みにもしなきゃいけないということになるじゃないですか。それが心配なんですよ。

だからお金の流れっていうのは、これまでに、ちゃんと12月27日までやるというのであれば、きちんとここに、一般財源に後返せばいいわけだから、一般財源から一応借りておきますというような形でいいわけですよ。でも、そこでもし万が一、一時借入れとか出てきた場合には、正直な話言って、一時借入れはただじゃないから、利息も、利息はかかるんですよ。だから、その利息は、じゃあ、国が払ってくれるの。

払ってくれないでしょ。これ、町民の税金で払うんですよ。だから、そういうことも考えた上で、執行部はしっかりとした対応をしていかないと、一般財源から借りてくるんだったら借りてくるで、ちゃんとしておかないと、今の時点で国庫補助金だけでやるちゅうのは、ちょっと危ういかなと思ったから聞いてるんです。正直な話、流れがね。じゃあ、国庫補助が入ってこなかったらどうすんの、お金出さないの、高鍋は、と、いうふうになってくるじゃないですか。

だから、ここが、やっぱり国庫補助が来るだろうということは、この資料でね、もう予測できる、それが何日入るか分からないで書いてあるだけで。だけど、そうだったら、この一般会計の補正予算、本来ならね、一般財源から持ってくるとか、そういうことも法的にあるのであれば別ですよ。国庫補助が何日までに入ってくると約束があれば出していいですよという、そういう法的な根拠があれば、その法的な根拠を示して、私たちのほうに答弁をしていただければよろしいわけですよ。

要するに、一週間以内だったら出せますよとか、そういう法的、会計の法則がね、地方自治法の中にあれば、それをきちんとお示し願えれば、私も納得するんですよ。また、今聞いていらっしゃる方も納得していただけると思うんですね。

だから、お金というのは、自治体のお金の流れというのは、そう簡単に右から左ではないということだけを、しっかりと、それは答弁していただければありがたいなというふうに思います。

○議長（緒方 直樹） 会計課長。

○会計管理者兼会計課長（鳥井 和昭君） 今、中村議員から質問があった件でございますけれども、国庫支出金から、今回、お金が1億6,000万円程度入ってくるわけですが、その入る前に一般会計のほうから、今現在ある分を、ま、立替えという言い方は変でございますけれども、一般会計にあるお金のほうから12月27日までに払うということで、11月30日現在の一般会計予算というか、一般会計の残高が3億円ございます。あと、臨時財政交付金、臨財債、地方消費税交付金、あと防衛省関係が一般会計に入ってくる予定でございますので、こちらのほうで12月27日の1億2,000万円程度の支

出については、支出したいというふうに会計課では考えているところでございます。

以上でございます。

○11番（中村 末子君） 私が求めているものは全部答えられてない……

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午前10時28分休憩

午前10時32分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

会計課長。

○会計管理者兼会計課長（鳥井 和昭君） 一般的に予算につきましては、議会に議決を頂きまして、121億円と予算がありますけれども、実際問題といたしまして現金としてはそれだけないわけでございます。で、入ってきたお金につきましては、一般会計、今11月30日現在で3億円あるというふうに申し上げましたけど、その中で資金繰りをいろいろやっていきまして、ま、3億円あります。が、子育て支援のほうで1億2,000万円払いますので、ということで調書が上がってまいりますので、その中で、一般会計から歳出する分について、一応現金として、預金として3億円ございますので、そのうちの3億円から1億2,000万円を払うということになります。補助金が入ってくる前に、先ほど申し上げましたけど、言うなれば、立替え払いじゃないですけど、そういう形でお支払いすると、皆さんにお支払いするという形になります。

ほかの会計につきましても、一時繰入れ、一時繰入れというのはシステムがございまして、他会計から一般会計に持ってきてお金を調達、そういうシステムもございまして。その分につきましては、繰入れというか、一時繰入れした分につきましては、3月31日をもって、正常な形に戻すというような形になっているところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 私、議員、長くやっているから、それぐらいのことは理解できるんですよ。

だけど、年末は業者への支払いというのも当然出てくるわけですよ。当然ね。やはり皆さん事業者も年末お金が欲しいから、やっぱりそれがね、正直な話、先ほど言われましたけど、3億円、大丈夫かなと思っている部分もあるから、皆さんのボーナスも出さないと、私も頂くんですけども、まあ、出さないといけないという状況もありますので、まあ、お金は日々動いていますので、確かにさっき言われるようにね、いろんなところからお金も多分入ってくるだろうとは思うんですね。でも今、国庫の会計というのもそんなに簡単じゃないから、ちょっと先延ばし先延ばしするわけですよ。そういった状況の中で、そういったところにちゃんと法的な根拠をきちっと押さえ込んでおかないと、後々でもしお金が足りませんでした、すいません、一時借入れをどっかで行いますと、じゃ、何の一

時借入れをするのかというようなことになったときには、説明責任があると思うんです。

やはりね、これは先ほども、最初のときに言いましたけど、家族の中でいっては、例えば秘密にはできないわけですよ、お父さん、ごめんて、年末にどうしてもお金が足りんからよって、サラ金から借りてきたとよというわけにはいかんでしょ。だからそういうことじゃないんですよ、私が言うのは。だから、そのお金が一時でも、きちっとよそから流用できる根拠の法的根拠を示してくださいということを申し上げてるのであって、何もその流用しているのが悪いと言っているわけではないと。法的根拠があれば、私は、うん、大丈夫よと、それは、これぐらいは。だから例えば人件費についてはほかのところから流用することできない、ほかのところから流用するわけにはいかんでしょ。人件費だけはきちっとしとかんにゃいかんと、法的な根拠っていうのがああるわけですよ、そういった。だから、私たちは、法治国家であるから、法治国家の中で、法的な根拠を持って行動する、会計を遂行していくという状況が、やはりきちんとした考えの中にないと、社長一存でとか、誰一存でとかいうわけにはいかないと理解していただければ、私はよろしいかと思っているんです。

だから、前のときに、私が先ほど申し上げましたけれども、6月の予算の中で一般会計から、地方創生事業のお金1,500万円ちょっとだったと思うんですが出しました。そしたら私は、総務省のほうのそういう地方創生事業のことで高鍋町の問題が出ていましたので、その前に政府交渉を行っておりましたので、実はいつお金が出るかということも、そのときは聞いていなかったんですね。だから直接、委員会を暫時休憩していただいて、直接その総務省の方にお伺いをしたら、いや、申請があればいつでも出しますよということだったんですけど、じゃあ、すぐ出していただけないでしょうかと、申請書類をもう書いていますのでっていう話をしたら、あのときの財政課長が、いや、申請書類はちゃんと書いておりますと言って、じゃあ、7月に入ってきたんです。だからそのときに、一般会計からと、わざわざ、地方創生から入ってくると、国から国庫補助金ならば入ってくるということで、そんなときは、すればよかったんですわ、担当職員も悩まずに済んだわけですよ、それで。

やはり、そういうことが今まで私何度かいろんなところで経験しているから、今度の場合、やはり皆さんに、せつかく皆さんが書類を準備して、12月27日までには、やはり皆さんのお手元にお届けをしたいということが、職員の皆さんの頑張りでどうにかなるはずなんだから、だからそのところを法的にきっちり明らかにしていただければありがたいということを、私は申し上げているだけであって、法的には何の根拠もないということであれば、それはそれでね、私も納得するわけですよ。法的には何の効果、あのあれもないけれども、根拠はないけれども、そうやって今まで、一般会計から流用するということは、今まで行ってきましてとか、だからそういった法的根拠があるわけではありませんというふうにお答え願えれば、法的根拠がないのであれば、それは私も、仕方がない、会計運用制度の中でそれは認められていることなんだなというふうに、私は理解をしたいと

思うんですよ。だからそこを答えていただきたいと言ってるだけであって、それ以上のことは。はっきり言っときます。もう3回目だからよ。後で法的根拠が出てきたら大変なことになるからよ。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午前10時40分休憩

.....
午前10時50分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

会計課長。

○会計管理者兼会計課長（鳥井 和昭君） 財務規則等にはないという認識で資金繰りをしているところでございます。

それから、一般会計にある分から、適正に支出をするということを心がけているところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第65号を起立によって採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第65号専決処分の承認を求めることについて（専決第12号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第10号）〕は、承認することに決定いたしました。

日程第5. 同意第8号

○議長（緒方 直樹） 日程第5、同意第8号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 同意第8号教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

現委員の四角目久美子氏が、令和3年12月20日をもって任期満了になりますことに伴い、引き続き同氏を教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めます。このことにつきまして、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 本件につきましては再任でありますので、略歴の説明は省略いたします。

以上で、説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから、同意第8号を起立によって採決します。本件は同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、同意第8号教育委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。

日程第6. 議案第66号

日程第7. 議案第67号

日程第8. 議案第68号

日程第9. 議案第69号

日程第10. 議案第70号

日程第11. 議案第71号

日程第12. 議案第72号

日程第13. 議案第73号

日程第14. 議案第74号

日程第15. 議案第75号

日程第16. 議案第76号

○議長（緒方 直樹） 日程第6、議案第66号高鍋町農産物加工施設の指定管理者指定についてから、日程第16、議案第76号令和3年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）まで、以上11件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第66号高鍋町農産物加工施設の指定管理者指定についてから、議案第76号令和3年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）についてまで、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第66号高鍋町農産物加工施設の指定管理者指定についてでございますが、

本案につきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定により、本施設について、株式会社ダイバーシティひむかを指定管理者として※指定いたしましたので、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第67号高鍋町国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、産科医療補償制度における掛金の見直しに伴い、健康保険法施行令の一部が改正されましたことから、出産育児一時金について所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第68号高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、放課後児童支援員等の職員配置基準について、国の子ども・子育て支援交付金要綱に準じて見直しを行うため所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第69号高鍋町公園条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、近年のキャンプブームにより、季節に関係なく年間を通して蚊口浜海浜公園でのキャンプ使用者が増加していることを受け、本条例にキャンプ使用に係る条項を追加するとともに、公園の維持管理の費用を充てるため使用料の設定を行うものであります。また、将来キャンプ場として運営することも念頭に置き、管理を指定管理者に行わせることができるよう条項の追加を行うものでございます。併せて、小丸河畔運動公園屋内多目的広場に配備しておりますピッチングマシーンにつきましても、部品の交換費用に充てるため使用料の設定を行うものであります。

次に、議案第70号高鍋町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定についてでございますが、本案につきましては、地域再生法第5条の規定により、認定を受けた高鍋町まち・ひと・しごと創生推進計画におきまして、企業版ふるさと納税による寄附金を活用して、複数年度にわたる事業の実施を計画していることから基金条例を制定するものでございます。

次に、議案第71号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第11号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ1億6,155万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ123億1,489万円とするものでございます。

補正の主なものは、新型コロナウイルス感染症対策費として、3回目のワクチン接種の実施に伴うワクチン接種委託及びコールセンター等業務委託、わかば保育園大規模改修事業の設計委託業務が完了したことによる改修事業費の増額、子ども・子育て支援事業の過年度分事業費確定に伴う国・県への返還金、寄附を受けて行う町道維持整備工事に要する費用などを計上するものでございます。

財源としましては、国庫支出金、県支出金、財産収入、寄附金、財政調整基金繰入金及び町債等でございます。

また、保育所等整備事業など8件の繰越明許費の設定、廃棄物処理委託など20件の債務負担行為補正、商工会館周辺駐車場整備事業など4件の地方債補正の変更及び廃止を併

せて行うものでございます。

次に、議案第72号令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ2,860万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億7,353万8,000円とするものでございます。

補正の主なものは、歳出では見込みに伴う保険給付費の増額で、歳入では普通交付金及び繰越金の増額でございます。

併せて、国民健康保険事務処理標準システム導入事業委託ほか一件の債務負担行為の設定を行うものでございます。

次に、議案第73号令和3年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ899万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億4,028万5,000円とするものでございます。

補正の主なものは、令和2年度療養給付費負担金確定に伴う精算等で、返還金については一般会計に繰り出すものでございます。

次に、議案第74号令和3年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は令和4年度の施設維持管理等委託に伴う債務負担行為を設定するものでございます。

次に、議案第75号令和3年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出の総額に変更はなく、歳出において保険給付費の費目内でのサービス費等を調整するものでございます。

併せて、高鍋町地域包括支援センター運営事業委託ほか10件の債務負担行為の設定を行うものでございます。

議案第76号令和3年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ12万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,107万円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出では令和2年度分の確定申告に伴う消費税の増額でございます。歳入では繰入金の増額でございます。

以上、11件の議案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午前11時01分休憩

.....

午前11時02分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。町長。

○町長（黒木 敏之君） 訂正をお願いします。

議案第66号を、指定管理者として指定したいのと言うべきところを、指定しましたのというふうに表現したということでございますので、訂正させていただきます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午前11時02分散会
